第四十五条の三第一号中「第三十九条の五第三項」を「第三十八条第三項」に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改め、同条第二号中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に、「の申請をしようとする」を「を申請する」に改める。

第四十五条の六第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第四十八条中「第十六条第一項（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反したとき。

二　第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第五十条第七号中「、第十九条第二項（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第十四号中「又は第二項」を「（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同条第二十二号中「第三十九条の四第一項又は」を「第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは」に、「質問」を「これらの規定による質問」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「場合及び」を「場合並びに」に、「第三十九条の四第一項又は」を「第三十七条の六第一項、第三十八条の五第一項若しくは」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　第二十二条の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を廃止したとき。

第五十二条第一号中「第三十九条第一項又は」を「第三十七条の三第一項若しくは」に改め、同条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　第三十九条の六第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡をしたとき。

三　第三十九条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第五十四条中「第四十六条から第五十二条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十八条（第二号に係る部分に限る。）　一億円以下の罰金刑

二　第四十六条、第四十七条、第四十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第四十九条から第五十二条まで　各本条の罰金刑

第五十六条第一号中「、第十九条の三第五項（第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の三第六項」を削り、「、第十九条の五第二項」を「若しくは第十九条の五第二項の規定若しくは」に改め、「又は第二十二条」を削る。

第二条　海上運送法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　船舶運航事業（第三条―第三十二条の二）」を

「第二章　船舶運航事業（第三条―第三十二条の十一）
第二章の二　安全統括管理者資格者証（第三十二条の三―第三十二条の十一）
第一節　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証の交付等（第三十二条の三―第三十二条の十五）
第二節　指定試験機関等（第三十二条の二十六―第三十二条の四十）
第三節　登録安全統括管理者講習機関等（第三十二条の二十六―第三十二条の四十一）
第四節　雑則（第三十二条の二）」

に、「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第五条第二号中「第十六条」を「第十七条」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改め、同条第四号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十二条」を「第二十一条の四」に改める。

第六条中「者は」を「者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は」に、「の定める手続」を「で定めるところ」に改める。

第八条第一項中「一般旅客定期航路事業を営む者（以下「」及び「」という。）」を削り、「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「、同様とする」に改め、同条第三項中「の定める手続」を「で定めるところ」に、「同様である」を「、同様とする」に改める。

第十七条を削る。

第十六条の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条中「当該」を「当該事業の用に供する船舶、係留施設その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは当該」に、「許可を」を「当該事業の許可を」に改め、同条第二号中「又は」を「、船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十条、第百十七条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項又は」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条中「の定める手続」を「で定めるところ」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（旅客名簿の作成等）

第十五条　一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶ごと及び当該船舶の航海ごとに旅客名簿を作成し、事業場又は事務所に備え置かなければならない。ただし、当該船舶の航行する区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条の二の四第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九条の三第三項中「第十五条第一項、第十六条」を「第十六条第一項、第十七条」に改める。

第十九条の四第一項中「から第十九条第一項まで」を「、第十六条から第十八条まで、第十九条第一項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　対外旅客定期航路事業を営む者は、第十五条の規定により旅客名簿を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、その事業の用に供する船舶の船長に対し、当該旅客名簿の写しを交付しなければならない。

第二十条の二に次の二項を加える。

4　第十五条及び第十九条の四第五項の規定は、人の運送をする不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするものに限る。）について準用する。

5　第十五条の規定は、人の運送をする不定期航路事業（本邦の各港間において行うものにあつては、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行うものにあつては、旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

第二十一条第一項中「者は」の下に「、次に掲げる旅客不定期航路事業ごとに、かつ」を加え、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げるもの以外の旅客不定期航路事業

二　総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）二十トン未満の船舶（第三項第二号、第三十二条の三第三項及び第四項並びに第三十二条の七第三項及び第四項において「小型船舶」という。）のみをその用に供する旅客不定期航路事業